

JR 穂積駅周辺 空きスペース活用出店要領

特定非営利活動法人
JR 穂積駅周辺まちづくり協議会 ExSite

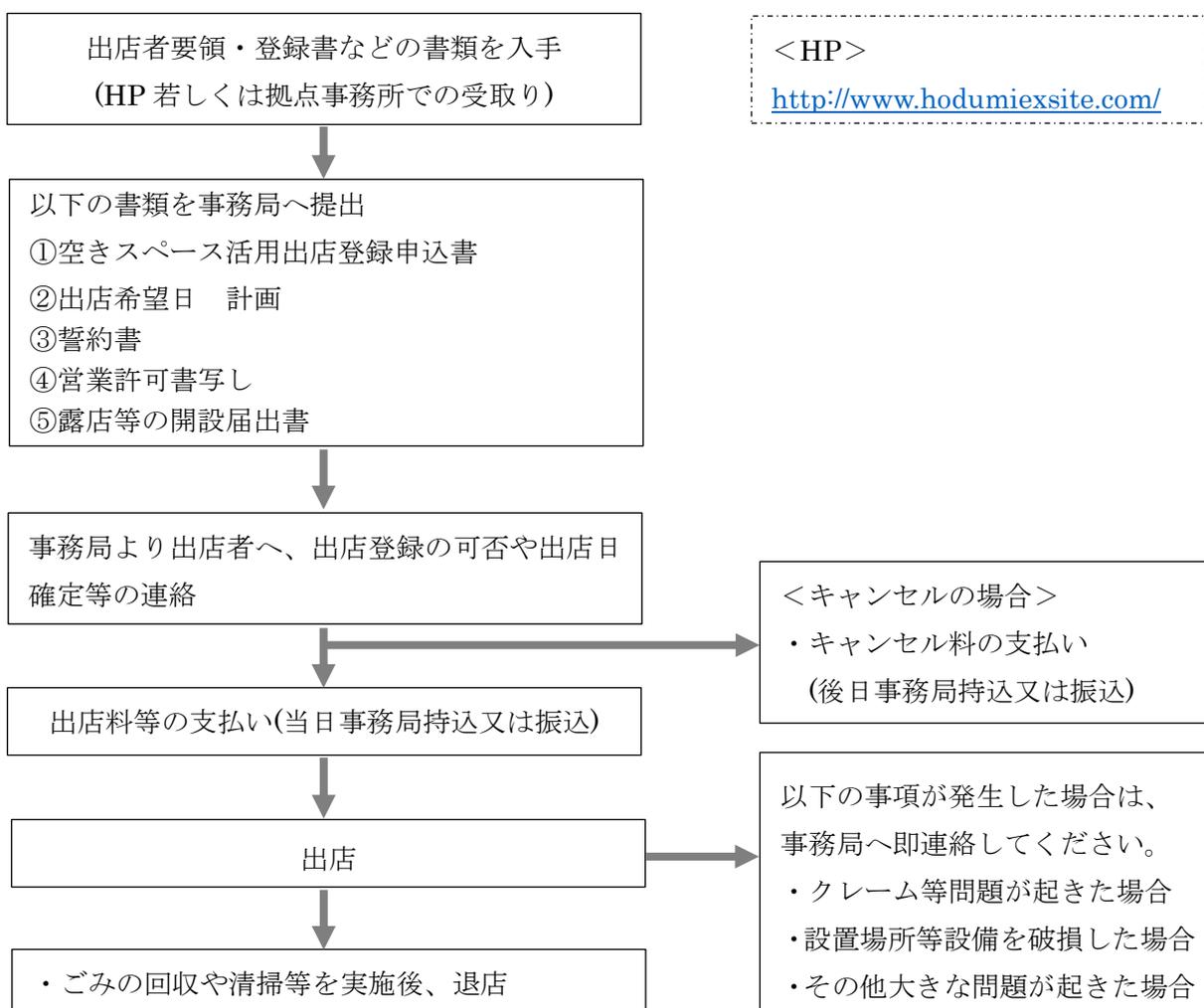
穂積駅周辺で活用可能なスペースを利用し、駅の周りに住んでいる人や駅を利用している人に向けて「穂積駅をもっと気軽に・楽しく」利用してもらうことを目指すため、駅前ロータリー周辺のスペースを活用し、駅周辺のにぎわいに寄与する出店者を募集します。

1. 運営方針

このスペースでは、イベント等でテントやキッチンカーを利用して販売を行っている方はもちろん、駅前以外に店舗をお持ちの方でお店自慢の商品を販売したい方、地域の方で商品を持ち寄り自作の商品(手芸等)の販売を行いたい方、ゼミや部活などで作成した商品を販売したい大学生など、プロ・アマ問わず、皆さまが愛情込めて作成した商品を販売していただきたいと考えています。

また、穂積駅は周辺市町からの利用も多く、多くの市町との連携を図りながら、圏域の拠点としてまちが発展していくことが必要なことから、出店者については市内の方はもちろん、市外の方でも自由に販売していただきたいと考えています。

2. 空きスペース活用による店舗出店のための手続き等フロー(詳細は3. 出店者募集概要を参照)



3. 出店者募集概要

(1) 申し込みにあたって

1) 提出書類

- ①穂積駅周辺 空きスペース活用出店登録申込書
- ②出店希望日 計画
- ③誓約書
- ④保健所発行の営業許可書の写し（飲食店舗は必ず提出）
- ⑤露店等の開設届出書の写し（移動販売車、火気、発電機を使用する場合は必ず提出）
- ⑥その他、JR 穂積駅周辺まちづくり協議会 ExSite の事務局が必要と認めた書類

※基本的には、営業時間に限らず1事業者あたり1日1区画の出店として、1日（10時～22時）単位から出店申込みを受け付けます。

※1日で複数の区画を使いたい場合は、事務局に申し出てください。複数区画を使う場合は、区画数分の出店料をお支払いいただきます。

※複数の店舗で1区画を使用する場合は、事前に事務局に申し出てください。また、店舗毎に出店料をお支払いいただきます。

※移動販売車、火気、発電機を使用する場合は必ず⑤露店等の開設届出書を瑞穂消防署へ届け出てください。

※ほづみ夜市など別途イベントを開催する場合は、イベントに準じて応募頂きます。

※④南口ポスト付近への出店は、当協議会が行う地域活性化イベント等へ積極的に参加いただける方のみを対象とさせていただきます。（JR 穂積駅周辺まちづくり協議会 ExSite への入会必須）

2) 募集時期

- ・「毎月1日から12日」まで次月の出店希望日を募集します。
 - ・出店日の確定は「出店月の前月末」とします。
 - ・出店の確定までに2以上の事業者が同一日、同一区画の利用を申し込んだ場合は次の規定により利用することとします。
 - a. 競合した場合は、先に申し込んだ事業者を優先します。
 - b. ただし、複数区画の利用希望があった場合はなるべく多くの出店希望者が出店できるよう事務局で調整します。
- ※重複する場合、場所の変更や時間の変更などについては事務局より連絡の上、随時調整を行います。

3) 出店登録資格

・特定非営利活動法人 JR 穂積駅周辺まちづくり協議会 ExSite が認める穂積駅周辺のにぎわいに寄与したいと考えている個人、お店、団体、自治会、大学関係者、地域組織、NPO 団体等

※ただし出店を希望する法人又は団体及びその代表者若しくは個人が下記のいずれかに該当する場合は申込みをする事ができません。

- ・市町村税の未納がある者
- ・申込み日から過去1年間に、悪質な法令違反等により、営業許可の取消し等の重大な行政処分を受けた者
- ・禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留または起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者

- ・公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、施設管理上の支障となる者
- ・暴力団及び暴力団に関係のある者

4) 出店の登録及び選定方法

①出店の登録申込方法

- ・出店を希望する方は、別紙「①穂積駅周辺 空きスペース活用出店登録申込書」、「②出店希望日 計画」及び「③誓約書」に必要事項を記入し、メール又は直接「駅前拠点事務所（下記参照）」へ提出してください。（①は一度提出したらそれ以降不要）

※営業許可書等、出店に必要な許可証は登録申込書と同時に写しを提出すること

【申し込み先：駅前拠点事務所】

岐阜県瑞穂市別府658-13

月・水・金 9時00分～15時00分

(火・金・土日祝 休み)

TEL：058-329-5520

FAX：058-329-5521

Mail：hozumiekishu@gmail.com



②選定方法

- ・イベント出店登録申込書を基に特定非営利活動法人 JR 穂積駅周辺まちづくり協議会 ExSite にて審査し、出店登録の可否を決定の上、出店希望者にご連絡します。

(2) 実施期間

令和6年3月下旬まで（状況に応じて延長）

(3) 活用日時

10時～22時まで（原則、平日とする。営業時間は左記時間内で事業者の希望による。）

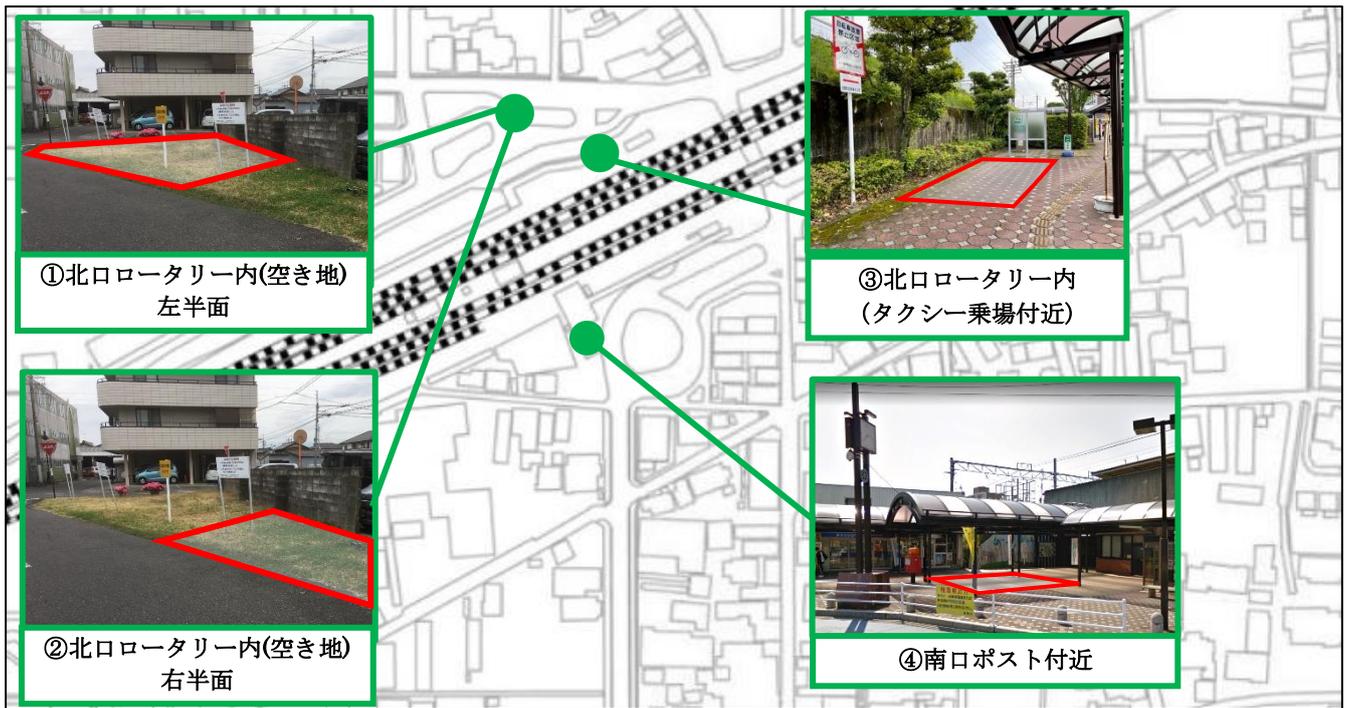
※上記の時間は準備・片付けの時間を含みます。

※①北口ロータリー内（空き地）で発電機を利用する場合は周辺住宅を考慮し、20時までの営業とし、その後片づけを行ってください。

※①北口ロータリー内（空き地）で外部電源を利用する場合、電源の利用可能時間は12時～22時とします。

(4) 活用場所

- ① : JR 穂積駅北口 ロータリー内 (空き地) 【テント・屋台、移動販売車】
- ② : JR 穂積駅北口 ロータリー内 (空き地) 【テント・屋台、移動販売車】
- ③ : JR 穂積駅北口 ロータリー内 (タクシー乗り場付近) 【テント・屋台】
- ④ : JR 穂積駅南口 ポスト付近 【テント・屋台】



- ・小型テント、移動販売車、屋台（テーブル等を活用した簡易なもの）等
（基本的には出店者自らが用意。小型テント、パイプ椅子、テーブルの貸出しについて応相談。）
- ※毎週金曜日（13時～17時頃）は④南口ポスト付近において駅南金曜日を開催しています。
金曜日に④へ出店される方は同じ場所で一体となって出店して頂きます。
- ※移動販売車は①②北口ロータリー内（空き地）のみ出店可能。

(5) 出店料・施設料・キャンセル料について

- ・出店料等は出店前に支払いをしてもらいます。（期間を連続して出店する場合は初日にまとめてお支払いいただいても構いません。）

① 出店料

【会員（団体・賛助）】

1日/1箇所：1,500円

【非会員】

1日/1箇所：2,000円

※初出店の事業者については、初回となる日から起算して30日間、1日あたりの出店料を通常の5割引きとします。

※イベント開催時は、イベントの要綱に従うものとします。

〈出店料イメージ〉

5月	6月	7月
● 5/8	● 6/6	
初回から30日間は5割引き		以降、通常料金

②施設料

テント貸出料：500円（約2.5m×約2.5m 3方囲 可能）

③キャンセル料

- ・締め切り以降のキャンセル 400円
- ・無断キャンセル 出店料100%

※原則、雨天等によるキャンセルは規定のキャンセル料を頂戴します。ただし、利用予定日時に大雨、洪水、強風などの警報が発令された場合、キャンセル料無しでキャンセルが可能です。

- ・出店料は出店毎に支払いをしてもらいます。

（ただし、期間を連続して出店する場合は初日にまとめて支払うことは可能）

支払方法1）実施前に駅前拠点事務所へ直接支払い

支払方法2）JR穂積駅周辺まちづくり協議会 ExSite 口座へ振り込み

（手数料は出店者負担）

銀行名：大垣共立銀行 穂積支店

口座番号：普通預金 921903

振込先：JR穂積駅周辺まちづくり協議会 ExSite

※振り込みによる支払いを行った際は、必ず駅前拠点事務所へ連絡をしてください。

※直接支払いの場合、領収書は駅前拠点事務所が発行いたします。

(6) 出退店上の注意

1) 出店にあたっての留意点

- 必ず「JR 穂積駅周辺 空きスペース活用出店要領」をお読みの上、手続きを行ってください。
- 保健所等の営業許可申請については、出店者が各自行ってください。営業許可書の手続きについては「別添資料1」を参照し、必要な手続きを行ってください。
(不明な点は本巢・山県センターや事務局へ相談ください)
- 出店にあたっては、駅前拠点事務所に来店準備前に出店料及び施設料を支払い、支払い後、準備を始めてください。
- 区画の転貸し等はできません。また、出店者の都合（やむを得ない事情がある場合を除く）で出店の取り消し、区画の変更はできません。
- 出店は準備を含め 10 時より前、退店は片付けを含め 22 時を越えないように各自で行ってください。ただし、①②で発電機を利用して出店する場合は、20 時までの営業とし、その後片づけを行うようにしてください。
- 駅利用者や歩行者、周辺店舗のかたへ迷惑がかからないように配慮してください。
- 出店時の準備や販売内容については出店者において運営し、事務局ではその責務を負いません。破損等を行った場合は損害賠償を行ってもらうこともあります。
- 天候（荒天）及び自然災害（大地震等）、その他不可抗力の原因によりイベントスペースの営業を中止することがあります。その際は出店料等の支払いは不要となります。
- 営業許可を必要とする出店を行う際は「別添資料1」の施設の要件に基づき、給水設備や保管設備の設置などお守りください。
- 許可書等は出店区画内に正面から見えるように掲示してください。
- 火気取扱を行う場合は「別添資料2」を参照し、消火器の設置など留意事項をお守りください。
- 駅前拠点事務所の机や椅子を利用する場合は、各自で出し入れを行ってください。ただし、事務員の勤務時間内に返却をしてください。
- 区画をはみ出すような展示装飾・施設配置（椅子等）は行わないでください。
- 障がい者用点字ブロックの上には物を置かないでください。また、駅・バス利用者の動線に配慮してください。
- 出店物に対するクレームは、出店者の責任において誠意をもって早急に対応してください。
(事務局に必ず報告すること)
- テントや屋台を設置する際には床が傷つかないように床に事務局で用意したビニールシートを敷き、その上に設置を行ってください。
- JR 穂積駅圏域拠点化構想の一環の事業としてわかるようにするため、事務局で用意した「のぼり」を置かせて頂きます。
- 残汁等が発生する商品を販売する場合は、必ず自店区画内にて残汁等の「ごみ箱・回収容器」を設置し、持ち帰ってください。
- 出店後は自店スペース及び周辺の清掃を行ってください。
- ビニールシート及び事務局の小型テントについては、お店の営業時間が事務局の営業時間より遅くなる場合、その日は持ち帰って頂き、次の方の出店日を確認してそれまでに事務局に返却してください。
- 「誓約書」に違反が発覚した場合はその場で出店を中止し、登録を抹消させていただきます。

- JR 穂積駅圏域拠点化構想の社会実験の一環での事業のため、後日事務局より売上等の情報について確認させていただきます。
- 出店に際しては、店舗や看板等が道路上にはみ出さないように注意してください。また、排煙口等がある場合、利用箇所北側にある駐車場に排煙口を向けないようにしてください。
- 買い物客やその場で食事をする方が道路上にはみ出さないよう、出店者は注意を呼び掛けてください。また、お店を目当てとする歩行者が、自動車に注意して安全に横断するよう、出店者は注意を呼び掛けてください。万が一、空き店舗の利用に関する交通事故が発生した場合は、速やかに警察に連絡するとともに、事務局にご報告ください。
- 車の出し入れ及び営業中に限り、空き地内の下図赤丸で示す、白色の看板を外しても構いません。ただし、少なくともどれか一つは営業中も立てたままにし、退店の後は元の位置に立て直してください。看板設置用のパイプが埋め込まれています。(下図①)
- 看板の撤去及び現状復帰に当たって、誤って破損することがないようにご注意ください。万が一看板を破損した場合は、早急に事務局にご連絡ください。また、修理にあたっては出店者自身に実費を負担頂きます。
- 看板設置用のパイプ以外に、空いているパイプを一本埋め込んでいます。のぼり等の設置にご活用ください。(下図②)

<一時的に撤去可能な看板(下図赤丸)>

※黄色の看板は基礎があり撤去が困難なため、現状のまま利用してください。



2) 電気利用について

■ 共通

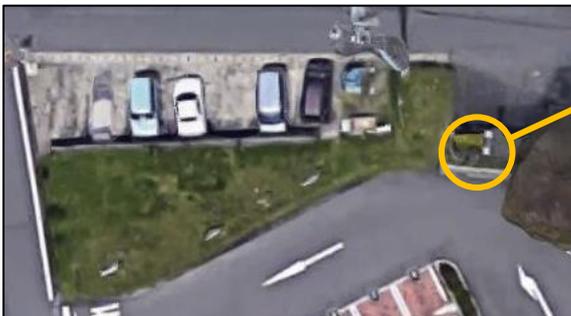
- 外部電源を使用する場合は、必ず「②出店希望日 計画」に「使用電力 (W)」を記載してください。
- 外部電源の使用は 12 時～22 時までとします。
- 外部電源の利用希望が重複した場合、基本的には先に申請した方を優先しますが、使用電力の総量や発電機準備の可否を踏まえ、事務局で調整する場合があります。
- ③④で電気を利用する場合は、ご自身で発電機を持参してください。
- 発電機を使用する場合、①②で使用可能な発電機は 3/4 負荷での騒音レベルが 85dB 以下のものとしします。ただし、営業中に音に関して苦情が発生した場合、左記の基準を満たしていても発電機の使用を取りやめ、事務局に連絡してください。
- 発電機を使用する場合、その製品名と 3/4 負荷での騒音レベルを「②出店希望日 計画」に記載してください。
- コードリールや延長コード等が必要な場合は、出店者自身でご用意ください。

■ ①②北口ロータリー内（空き地）における外部電源利用

- 下記に示す配電盤から電気を引くことが可能です。(2,000Wまで)
- 電気を利用する場合、事前に瑞穂市総合政策課（瑞穂市別府 1288）から「穂積駅北口配電盤コンセント」という鍵を借りてください。鍵の返却は開庁時間内（8：30～17：15）で当日もしくは翌日としますが、何日か連続して出店する場合等についての対応は事務局にご相談ください。
- 利用の途中でブレーカーが落ちる等のトラブルが発生した場合は、瑞穂市総合政策課（TEL：058-327-4128）までご連絡ください。ただし、上記の開庁時間外は宿直につながります。
- コンセントの差込口は2口ずつで上下2箇所あります。複数の差込口を利用する場合は、なるべく上下それぞれの差込口に分けて利用するようにしてください。

<北口配電盤>

○位置図



配電盤側面部についている蓋を外して利用

複数の電源を利用する場合はなるべく分ける



(7) その他

本要綱に定めない事項については特定非営利活動法人 JR 穂積駅周辺まちづくり協議会 ExSite と出店者で協議の上、決定します。

附則 本登録事項は、

平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

平成 29 年 12 月 25 日 第 1 回改定

平成 30 年 5 月 15 日 第 2 回改定

平成 30 年 6 月 4 日 第 3 回改定

平成 30 年 7 月 3 日 第 4 回改定

令和 元年 11 月 29 日 第 5 回改定

令和 2 年 12 月 1 日 第 6 回改定

令和 3 年 4 月 1 日 第 7 回改訂

令和 4 年 4 月 30 日 第 8 回改訂

令和 5 年 4 月 28 日 第 9 回改訂